

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和2年3月3日（火）
会議時間 14時00分開会 14時45分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 鈴木孝寿
副委員長 : 口田邦男
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、桜井崇裕
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 : 山本 司、次長 : 宇都宮学
- 5 説明員 副町長 : 金田正樹
総務課長 田本尚彦、総務課長補佐 野々村徹、行政管理係長 尾田和哉
- 6 議 件
(1) 令和2年 第1回町議会定例会の運営について
①3月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について
②予定議案等（町・議会）の確認
③一般質問の確認
④審議方法及び審議日程の決定
⑤会期の決定
(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（鈴木孝寿）：只今から議会運営委員会を開会する。平日午後2時よりの議会運営委員会に出席いただき、ありがとうございます。定例会に向けての議会運営委員会となるので、皆様のご協力をもって会議を進めたいと思う。

(1) 令和2年第1回町議会定例会の運営について

① 3月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について

委員長：令和2年第1回町議会定例会の運営について、まず最初に執行側から議案の確認の出席を求めているところであるが、まずは、①3月定例会における新型コロナウイルス感染症の対応について、協議をさせていただきたいと思う。この協議終了次第、執行側に入っていただくことにしたいと思っている。

まず、皆様のところに資料として、3月定例会における新型コロナウイルスの対応についてを配付している。1番(1)において、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、急きょ議会日程が変更となる場合があるということを事前に皆さんに確認をしていただきたいと思います。議会日程が変更となる場合というのは、町内において、緊急を要するような感染者が、発症された方が出たりとか、例えば、施設等々とか、大規模に何かあった場合、役場職員というか、その陣頭指揮とる立場の方の関係もあるので、その部分については、その都度、出たときに協議させていただきたいと思っている。

これについては、何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：このような進め方でさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

2番、(2)の質疑の効率化。これは事前に各議員にメールで連絡するというにしたいと思うが、予算審査特別委員会で事務事業の目的や内容の確認など基本的なことについては、事前に内容を担当課に確認し、理解した上で疑問と思われる点を質疑するという形。更には、質疑に必要な資料は事前に担当課に確認し入手すると。なお、提供されない場合に限り、会議に諮って要求の手続を行う。本来もこういう形であるが、より議事の効率化を図るために、このようにしていきたいというふうに思っている。

確認であるが、これについては、例えば、こういう資料が欲しいというのは、それぞれの課と議員の皆さんやってくださいということで、いいか。

加来議長：例年では、予算審査特別委員会を設置した上で、必要な資料があれば、事前に議会事務局に申し出て、必要なものに対しては用意するというでやってきているので、同じような捉え方でいいと思う。審査に必要な資料を事前に申し出してくださいということ。これまでもやってきている。当日の質問中ではなくて、できれば、事前にということ。

委員長：これについては、担当課、更には議会事務局。事務局には大変ご足労をかけるが、議会事務局のほうに申し出たら対応していただける場合もあるということで、それは各議員にご案内をしていただければと思う。

これについて、よろしいか。

高橋委員：ちょっとはつきりしないというか、窓口は議会事務局一本にしたほうがいいのではないかと思います。要するに、同じことについて、いろいろな議員が何回もそこに行って、それぞれに対応するよりは、議会事務局で取りまとめて、この資料については3名の方から来ているのでみたいな、そういうふうにしなないと余計混乱するような気がするが。

加来議長：全議員が審査の上に関わるような資料であれば、全員に配付することを前提に要求していくと。あと、個人が質疑する上で必要なものは、個人が直接的、担当課に行って聞いたり、資料もらったりしていただければいいと思う。

委員長：休憩する。

【休憩 14:05】

【再開 14:10】

委員長：休憩から再開する。

質疑の効率化については、こういう時期であるので、議員としてより事前の準備をしっかりしていただきながら、効率化にそれぞれ努力してほしいというお願い程度にさせていただきたいと思う。この辺については、事務局長と私のほうで修正しながら、各議員に送りたいと思っている。質疑の効率化については、よろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：1番(3)の議員・説明員の対応について、①庁舎玄関に設置してある手指消毒液を必ず活用する。②マスクをできる限り着用する(発言の際も取る必要なし)。③体調の優れない方は、無理せず欠席する。④予算審査特別委員会の際、説明員の待機場所として第1委員会室及び第2委員会室の両方を開放して、説明員があまり窮屈なところにいる場所をつくらないような形をとるということをしたいと思う。1番(4)の傍聴者への周知項目として、①議場へ入室される際は傍聴席出入口に設置する手指消毒液を活用してもらう。②マスクをできる限り着用してもらう。③体調の優れない方はインターネットによる議会中継を活用してもらう。④傍聴者が多く、密着して座らなければならない場合は入場を制限するという形にしようと思っているが、これについては、皆さん、何かご意見あるか。

桜井委員：議員や傍聴者も含めて、事務局のほうで、若干マスクは用意できるのか。

事務局長(山本司)：マスクの用意は一切しない。できないということである。職員についても自前のマスクということで、一部、窓口の業務で、自分で購入できていない職員の分のみ、職員には与えているが、一般の方には、町で用意するというは、現在できないので、自分のものを持ってきてもらう。そういうこともあって、本当は必ずマスクは着用してくださいと書きたいところであるが、購入できない実態があるので、できる限りという表現にさせていただいたところである。

委員長：傍聴者への感染予防策の周知は、新聞折込チラシ及びホームページで、その辺は周知させていただくということにしたいと思っている。

コロナウイルス対策全般を通じて何か質疑はあるか。

奥秋委員：コロナの関係であるが、これは傍聴者への周知項目であるが、議事堂の中は非常に密室であるので、結構人数的には多くなっている。何時間も空気を入れ替えしないと、ちょっとうまくないかなと思う。せめて休憩時間の間、何分間でも必ず1時間に1回ぐらい換気をしていったほうがいいのではないかなと思う。これは周知というものではないが、議会側の対応としてということで提案をする。

委員長：今、貴重な意見をいただいたが、天井は冬の間は開けられるのか。

事務局長：これまでは、開けてはいない。

委員長：後で見てみようと思う。

事務局長：ボイラーを管理する側とちょっと協議してみる。

委員長：3分でも5分でも、開けるだけで大分違うので、そういう努力をしてみようという意見をいただいた。冬なので、開けられるかどうかということも、現実的にはある。確か雪が積もっていたら、開閉できないかもしれない。できるだけ、換気はできるだけするような形にしたいと思うが、現実的に開くのか、開かないかをちょっとチェックして。

加来議長：もしよければ、議場を特別に投票以外は開放して、議場のドアは一般の人の出入りはできないが、常時、議場の出入り口を開放しておく。裏の説明員控室のところも、ちょっと開けておく風通しはいいということになるので、皆が許可するのであれば、選挙以外は開けておいてもいい。許可さえいただければ、その対応も可能。

委員長：上が開くかどうかも含めて、調査した上で、厳しいのであれば、議事堂の正面の入口のところを開放したまま、議会を運営することもあるということで。ちょっと確認をしてみないと今は何とも言えないのが、そういうふうになるかもしれないということで、ご了解いただければと思うが、よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：ほかに全体通して何かあるか。

高橋委員：この中に「新型コロナウイルスの感染症の状況により」という記述がある。これはどんな状況になったら、どうなるのかがはっきりしないし、当然、町民の方から聞かれる。清水に感染者が出たらとか、そういう具体的なラインがわかればと思う。町民に対しての文言はこれで構わないと思うが、どんなときと聞かれたときに、こんなラインというのが示されれば、説明しやすいかなと。

加来議長：基本的には、感染者が町内に発生したときとか、北海道全体で今は非常事態宣言の中であまり行

動、出ないでくださいとの状態だが、それ以上、厳しいような状態が起きて、急遽、これからの会議をどうしていくかということのような協議をしなければならないという事態とか、執行側が何か集まって対応しなければならないとか、そういうことを妨げるようなことのないように会議を進めていきたいというのが現実的なことである。だから、不測の事態の場合とも思ったが、あまり変なつけ加えをしないで、新型コロナの対策としてという率直な、直接的な言い方にとどめている。その中で臨機応変に対応していくと。実際は、災害のときと同じである。あのときも会期を延ばしたりも、会期を後ろにずらしたりしたが、そのような臨機応変な対応を状況に応じてしていくということが根本である。ただし、予算は、31日までに何としても上げなければいけないので、例えば、夜中にやらなければならないとか、対応に追われて昼間会議を開けないかという場合も、いろいろなことが想定されるが、その辺を議会としては臨機応変に対応することが前提だと思う。

委員長：現実的な不測の事態起きるときには、議会運営委員会ないし、全員協議会を開会しながら皆さんと協議したいと思っている。ということで、ご理解いただければと思う。

ほかにないか。

(なしという声あり)

委員長：ないようなので、新型コロナウイルスの感染症の対応についてを終了したいと思う。

休憩する。

【休憩 14:20 (執行側入室)】

【再開 14:23】

委員長：それでは、再開したいと思う。

② 予定議案等 (町・議会) の確認

委員長：予定議案等の確認ということで、副町長以下執行部側に入っていたいた。

それでは、予定議案の確認をさせていただきたいと思う。

前回の議会運営委員会開催以降、提出議案等の変更、追加又は取りやめの確認をさせていただきたいと思う。まずは執行側より説明をお願いします。

副町長 (金田正樹)：まず、行政報告である。1件、新型コロナウイルス感染症の対応についてである。先月の21日から3回にわたって、対策会議として、情報共有、対策等を行ってきたが、本日11時に感染症対策本部を設置した。町長を本部長に分掌業務等を明確にしたところである。今後は、この対策本部での検討のもと、必要な対策を行っていくことになる。

もう1件、人事案件である。前回の議会運営委員会の際に4件の人事案件についてということで説明をしたが、事前送付ができなかった副町長と教育委員について、先日町長から全員協議会でも説明があったが、まだ調整がついてないことから、議会最終日までに提案をする予定であるので、よろしく願いをする。以上2件である。よろしく願いをする。

委員長：今、副町長よりご説明をいただいた、このような形で進めたいと思うが、何か皆さんのほうで質疑があれば、お受けしたいと思うが。

次に議会提案の変更、追加の確認もさせていただきたいと思う。

事務局長：議会側の提案の変更、追加はない。先日の議会運営委員会で協議したとおり、北海道町村議会議長会からの要請のあった決議については議題としないということである。

委員長：今、局長から説明あった「民族共生の未来を切り開く」という意見書案を覚えているかと思うが、それについては、議題としないということで、変更はなしという形になっている。

③ 一般質問の確認

委員長：それでは、ここで一般質問の確認を行いたいと思う。

一般質問については、8名から15項目の通告があった。答弁書の提出を希望する議員は、通告のあった全議員である。

ここで、若干休憩をとって、通告内容の確認をしていただきたいと思うが、休憩する。

【休憩 14:27】

【再開 14:32】

委員長：それでは、再開する。

通告内容について何かご質疑のある方はいますか。

(なしの声あり)

委員長：チラシ折り込みによる住民への周知をする関係で、配付資料のとおり割り振りを行った。3月16日(月)4名、17日(水)4名ということで、割り振りをさせていただきたいと思うがよろしいか。

(はいの声あり)

④審議方法及び審議日程の決定

委員長：それでは、続いて、④の審議方法及び審議日程の決定をしたい。

配付の付議予定議件によって、審査の月日等が順に書いてある。これでよろしいかを確認していきたいと思う。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長：付議予定議件について説明する。

条例については、議案第12号、13号について、新年度予算に関係があるので、初日3月10日の審査になる。そして、議案第14号については、先日、執行側から急ぐものとしての申し出があったので、同じく3月10日の本会議での審議という形になる。残りの条例については、最終日の3月25日である。続いて補正予算、これも全て急いで審議してほしいということで依頼があったので、本会議で3月10日の日の審議になる。次に予算であるが、令和2年度の新年度の予算であるので予算審査特別委員会に3月10日に付託ということになる。そして、その他であるが、先ほどお話にあった1番の行政報告が初日。そして、2番から4番の専決処分の承認、これ一般会計補正予算の内容であるが、いずれも初日の3月10日。そして、5番、6番の町政及び教育行政執行方針について述べていただくのが3月10日。その他7番以降については、最終日の3月25日の審議というふうになる。

議会関係について、一般質問は、16、17日、それぞれ4名ずつということになる。陳情が1件ある。陳情の審査については、3月10日、所管の総務産業常任委員会に付託となる。そして、同じく3月10日であるが、所管事務調査の報告、これは総務産業常任委員会からの報告になる。最終日に、所管事務調査の申し出、そして、議員の派遣について、これは議会報告会と町民との意見交換会に関する部分である。先ほどお話があった会期中に提出が予定されるものについては、副町長の選任について、清水町教育委員会委員の任命について。議会側からは、予算審査特別委員会の審査報告、これらが最終日の3月25日を予定してある。あと、3月10日に総務産業常任委員会に付託する陳情の審査結果が出たら、予定では3月16日に報告がある予定である。そして、その陳情について、採択された場合については、最終日に意見書の提出が見込まれるところである。

委員長：今、局長から説明をいただいた。

資料2ページ目の予算のところは、「令和元年度」から「令和2年度」に訂正をお願いします。

これについて、執行側から何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：あと、委員の皆さんから何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：ないので、それでは、予算審査特別委員会の進め方について確認をさせていただきたいと思う。

例年の審査方法、原則としては、主任職以上が説明員として出席をする。担当課から特に説明を要する事項の説明を受け、一般会計歳出・歳入、特別会計の順に進め、一般会計歳出は目ごと、一般会計における特別会計の操出金は特別会計の際に行い、関連条例の審査は該当する歳出の最初に行っている。質疑は一問一答方式として、回数の制限を設けずに連続して行い、委員会での討論は省略をさせていただく。また、説明員が発言の際は、挙手をして、「委員長」と呼び、該当する審査の最初の発言の際は職名を言うように執行部側へは依頼させていただいている。例年、昨年とほぼ同じである。そのような方法で行いたいと思うが、よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：そのように進めさせていただく。

全員協議会の開催予定を確認させていただきたいと思う。

事務局長：全員協議会であるが、議会側において議題となる陳情が採択となれば、意見書案の協議のために開催する全員協議会を開催する必要がある。今の状況の中では、予算審査特別委員会最終日終了後に全員協議会を開催して、意見書案の確認をしていただくという予定をしている。予算委員会最終日となれば、今のところ3月23日を予定している。

委員長：今、事務局長の説明のとおり、今のところ、予定については、3月23日の予定ということで、ご承知いただければと思う。

⑤会期の決定

委員長：続いて、会期の決定について、3月10日から25日の16日間とさせていただきたいと思うが、この日程でよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：会期については、3月10日から25日の16日間とさせていただく。

それでは、これで終わるが、執行部側のほうから何かあったら。

(ありませんの声あり)

委員長：では、ここで、執行部側の皆さんには退席をしていただく。ありがとうございます。

【休憩 14：42（執行側退席）】

【再開 14：43】

(2) その他

委員長：再開する。

以上で、とりあえず、全ての議件については終了したが、委員の皆さんからその他として何かあるか。

桜井委員：議会の件ではないが、小学校、中学校の卒業式の案内が議員に来ていていると思うが、その対応である。今のところ、今までと同じようなことをするのか。

加来議長：御影と清水地区、それぞれの地区の議員に案内が来ていていると思うが、清水地区のほうは、昨日、中止するというので、来賓は招待しないこととなっている。御影地区もそうすることのこと。来賓の招待をしなくなった旨の案内をそれぞれに送るかという問い合わせが来たが、これから会議あるので後日議員にはこちらからお知らせする旨を副町長を通して連絡しているので、学校から直接議員には行かないと思う。こちらでほかの議員には今後伝えていく。

事務局長：全議員の皆さんには事務局からメールでご連絡をしたい。

委員長：ほかに何かないか。

(なしという声あり)

委員長：それでは、以上をもって、議会運営委員会を終わりたいと思う。

皆さん、ご協力をいただき、ありがとうございます。

【閉会 14：45】